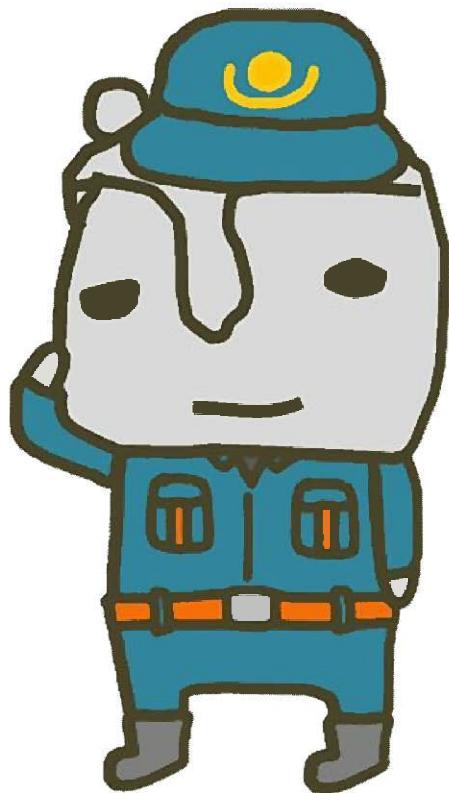


災害対応マニュアル



平成29年10月

臼杵市消防団

— 目 次 —

第1部 総 則

第1章 マニュアル策定の背景と目的	1
第2章 平常時の対策(災害への備え)	2~3
第3章 消防団活動の要領	4~6

第2部 火災編

第1章 初動体制	7
第2章 参集	7~8
第3章 活動内容及び注意事項	8~15
広報例文1	16
活動フローチャート(火災編)	17

第3部 地震・津波編

第1章 初動体制	18
第2章 参集	18~20
第3章 活動内容及び注意事項	20~21
別表1及び広報例文2	22~23
活動フローチャート(地震・津波編)	24

第4部 風水害編

第1章 初動体制	25
第2章 参集	25~26
第3章 活動内容及び注意事項	26~31
広報例文3	32~33
活動フローチャート(風水害編)	34

第5部 行方不明者捜索編

第1章 初動体制	35
第2章 参集	35
第3章 活動内容及び注意事項	36
広報例文4	37

第1部 総 則

第1章 マニュアル策定の背景と目的

平成23年3月に発生した「東日本大震災」では、津波から地域住民の生命を守るという崇高な使命のもと、未曾有の大災害に立ち向かい、多くの消防団員が犠牲となりました。

臼杵市消防団では、この震災を教訓とし、「消防団員の命を守ることがその後の災害活動において多くの命を救うことにつながる」ということを念頭に置き、平成25年4月に消防団員一人ひとりが執るべき基本行動を示した「消防団災害対応マニュアル」を策定しました。

しかし、数十年に一度と言われる「大雨特別警報」が発表された「平成29年7月九州北部豪雨」では、日田市内において地域の警戒を行っていた消防団員が土砂崩れに巻き込まれ犠牲となつたことをはじめとし、平成29年9月に発生した「台風第18号」では、本市においても大雨により各地で道路の冠水や土砂崩れにより道路が寸断されるなど、今までにない危険な状況下での活動を余儀されるなど、豪雨災害における消防団員の安全管理についても見直しを図ることが喫緊の課題となっています。

本マニュアルは、「東日本大震災」や「平成29年7月九州北部豪雨」の悲劇を決して繰り返さないよう、「自分の命、家族の命を守ることを最優先とした行動を原則としています。

そして、地震・津波はもとより、新たに火災、風水害、行方不明者の捜索等、各種災害においても、組織としての活動と安全管理について明確に示すことで、消防団員一人ひとりが「**地域防災の要**」であることを自覚し、災害発生後も各分団が現有する消防力を最大限に発揮できることを目的として策定したものです。

第2章 平常時の対策（災害への備え）

第1節 家庭内において

自分や家族が、災害発生時に迅速に出動及び避難が出来るよう、普段から家庭内で災害対策を講じておく。

1. 携行品の準備

活動服・編み上げ靴及び長靴・ヘルメット及びアポロキャップ・手袋等
デジタル簡易無線・消防デジタル無線（分団長以上）・携帯ラジオ
携帯電話・救命胴衣
その他個人で必要と思われるもの（着替え・個人食料・飲料水等）

2. 災害時の参集場所、避難場所の確認

- ・非常時の参集場所（各分団機械庫又は第2次活動拠点）
- ・各地区の指定避難場所
- ・参集経路並びに避難経路
- ・参集方法並びに避難方法（徒步、自転車、バイク等）
- ・目的地までの所要時間

3. 自身の所在を明確にしておく

- ・管轄内を不在にする場合…家族に行き先、帰宅時間等を伝えておく。
- ・長期間不在となる場合…所属分団の上司にその旨を伝えておく。

4. 災害に備え、事前対策を講ずる

- ・家の周りに燃えやすいものを置かない（火災対策）
- ・タンス・冷蔵庫等の家具の固定（地震対策）
- ・防災マップの確認（地震・風水害対策）※臼杵市役所HP掲載
- ・非常用品の備蓄（地震・風水害対策）

第2節 勤務先において

災害が発生した際、速やかに消防団活動に従事できるよう、普段から上司や同僚の理解や協力を得ておく。

- ・自分が消防団員であることをあらかじめ伝えておく。
- ・勤務先周辺の消防水利、危険箇所、避難場所を把握しておく。
- ・勤務先周辺の消防団拠点施設を調べておく。
- ・職場内で行われる防災研修、訓練等に積極的に参加し、防災意識の高揚に努める。
- ・消防団員が2名以上在籍する事業所では、「消防団員協力事業所」の交付手続きを行い、消防団活動をしやすい体制をとておくことが望ましい。

第3節 地域において

効果的な消防団活動が行えるよう、管轄地区の地理、危険場所、消防用水利等を把握しておくとともに、自治会、自主防災組織、地区防災士会（以下、「自主防災組織等」という。）が計画する防災訓練に積極的に参加し、「顔の見える関係」を築いておく。

- ・道路や橋の状況、土砂崩落の危険箇所
- ・危険物施設、住宅密集地
- ・消火栓、防火水槽の状況
- ・各種合同訓練を実施し、防災意識の向上を図る。

第4節 各分団において

災害時に迅速な消防団活動が行えるよう、平常時から資機材の点検や連絡方法を確認しておく。

1. 消防用資機材の整備・点検の実施

- ・保有資機材の確認（予備ホースの本数、燃料の有無等）
- ・資機材の外観の確認（変形、損傷及び腐食の有無）
- ・資機材等の保管場所の確認
- ・作動状況の確認（車両・可搬ポンプ・照明器具・不凍液の使用等）

2. 避難行動要支援者への対応

自治会長、民生委員及び福祉委員などから避難行動要支援者の情報を得ている場合は、その対応について予め検討しておく。

3. 連絡網の整備（各分団（部）ごと）

- ・団員の安否確認
- ・緊急時の情報伝達
- ・被災状況の確認等

4. 代理者の選定

災害時に指揮命令系統が乱れぬよう、分団長に事故があるときの順位を班長以上の者で予め決めておく。

5. 訓練を実施し、災害に備える

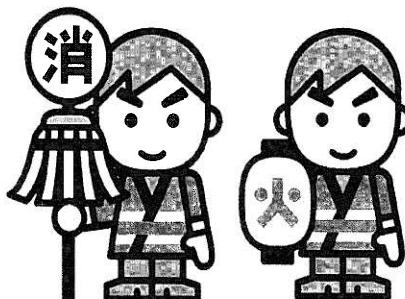
- ・平日、休日それぞれの参集状況、様々な被害状況を想定し、対策を検討しておく。
- ・部隊編成、役割分担、活動計画、戦術の見直しを図る。
- ・消防本部、その他関係機関との連携方法等を検討しておく。
- ・危険場所の把握と対策を検討しておく。
- ・資器材の取扱いに習熟しておく。
- ・消防団災害対応マニュアルの熟知

第3章 消防団活動の要領

第1節 指揮系統・組織体制

団長	<ul style="list-style-type: none">・消防団の活動を統括し、消防団員（以下団員）を指揮監督する。・消防本部と連絡調整を行い、活動方針等の決定を行う。・消防団本部（以下団本部）の運営を行う。
副団長	<ul style="list-style-type: none">・団長を補佐し、団長に事故ある時は規則に定める順序に従い、団長の職務を代理する。・必要に応じて現場出動し、方面隊を指揮監督する。
方面隊長	<ul style="list-style-type: none">・正副団長を補佐する。・担当方面隊を統括し、指揮監督する。・担当方面隊の安全管理について指示する。・必要に応じ団本部の運営を行う
分団長	<ul style="list-style-type: none">・分団の活動を統括し、分団員を指揮監督する。・分団員の安全管理について指示する。・団本部と活動の連絡調整を行い、分団員に周知する。・団本部からの指示を分団員に周知する。・被害及び活動状況等を団本部へ報告する。
副分団長	<ul style="list-style-type: none">・分団長を補佐し、分団長に事故ある時は分団長の職務を代理する。
部長	<ul style="list-style-type: none">・部の活動を統括し、上司の命を受けて所属の団員を指揮監督する。・上司の指示等を団員に周知させる。
班長	副分団長（部長）を補佐し、副分団長（部長）に事故ある時は副分団長（部長）の職務を代理する。
団員	上司の命を受け、その職務に従事する

※自主防災組織の役員と兼務している者は、団員としての職務を優先すること。



第2節 権限と義務

1. 団員の主な権限

団員には任務遂行の為、必要な権限が与えられている。下記権限を十分理解し、有効に活用すること。

緊急通行権	・火災現場に一刻も早く到着するために、一般交通の用に供しない道路や空地などを通行することができる。
優先通行権	・消防車両が災害現場に出動する際は、他の車両等に優先して通行することができる。
緊急措置権	・消防活動に必要がある時は、消防対象物やその土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。 ・緊急の必要がある時は火災現場付近の者に消防活動の協力を依頼し従事させることができる。
消防警戒区域の設定	・消火活動を効率的に行うために、一定の区域内の立入りや交通の制限ができる。
情報提供	・消防対象物の関係者に建物構造や、逃げ遅れの有無など消防活動に必要な情報を求めることができる。
正当行為 (刑法第35条)	・法令又は正当な業務による行為は、罰しない。例えば、災害時に人命を優先した交通規制等は行うことができる。

※ 個人情報の取り扱いについては、消防活動に必要な範囲内で利用し、利用者本人の承諾を得ている場合、もしくは法令に定める場合を除き、目的以外の利用及び情報提供は行わないこと。

第3節 出動上の留意点

消防車両での出動及び個人での出動の際は次の点に留意すること。

1. 消防車での出動

- (1) サイレンを吹鳴（警鐘含む）し、赤色灯、前照灯及び標識灯を点灯すること。
- (2) 緊急通行権や優先通行権を過信せず、常に安全確認に配慮し、交差点等への進入時は必ず徐行や一時停止し周囲の確認を行うこと。
- (3) 交差点等進入時や一般車両を追越す場合は、電子サイレンや拡声装置を活用し周囲の状況を乗員全員で確認すること。
- (4) 現場に到着した際は、他車両の通行の支障にならないよう停車し、車輪止めを使用して事故防止に努めること。

2. 個人での出動

個人の車で災害現場へ向かうときは、次の点において留意すること。

- (1) 個々に災害現場に向かう場合は、一般車両と同様に交通ルールを厳守し、安全かつ確実に現場に到着すること。
- (2) 自家用車での現場付近の駐車は、消防車両等の緊急車両の進入、移動等の障害にならないよう特に注意すること。
- (3) 必要な場合は「駐車カード」をフロントガラス部に表示させること。
- (4) 私服等で安全な装備をしていない場合は、決して無理な活動は行わず、安全装備した団員と交代し、後方支援にあたること。

3. 道路の凍結・積雪時

- (1) 出動に際しては、チェーンを装着すること。
- (2) 積雪時は路肩の境界が分かりづらくなっているため、道幅の狭い道路の通行には十分注意すること。
- (3) 「急発進」「急ブレーキ」「急停車」「急ハンドル」は厳禁。
- (4) 車間距離を十分にとり、余裕をもった運転をする。
- (5) 車両を誘導する場合は、路肩確認を行うとともに、停車距離が長くなるので注意すること。
- (6) 雪が車体に接するほど積雪時は、車両での出動は不可とする。

4. 事故発生時の対応

(1) 処置

① 2次災害の防止

2次災害防止のため、他の交通の妨げにならないような安全な場所に移動させること。

② 負傷者の救護

負傷者がいる場合には救急車を要請し、救急車が到着するまでの間に可能な限りの応急手当を行うこと。

③ 警察への通報

事故後速やかに警察へ連絡し、詳しい状況を伝えること。

④ 相手方の確認

相手方の氏名、住所、勤務先、連絡先を確認しておくこと。

(2) 報告

① 事故の報告

事故が発生した場合、速やかに所属分団長に連絡し、事故の場所、負傷者数、負傷者の程度、物損の程度などの状況を伝えること。事故の報告を受けた分団長は速やかに消防本部または団本部へ事故概要を報告すること。

第2部 火災編

第1章 初動体制

第1節 自宅において

火災発生の情報を入手し、発生場所が出動管轄内であれば、家族に火災発生を知らせるとともに、可能な限り参集する。

【メール（任意）、サイレン吹鳴、防災無線、消防デジタル無線による一斉指令、ケーブルテレビデータ放送、災害情報等自動案内（0972-63-8780）】

第2節 出動体制について

1. 白杵方面隊

- (1) 機動分団（第1～6分団）においては、白杵地域で発生した建物火災及び自らが所属する分団の管轄内で発生した林野火災に出動するものとする。
- (2) 可搬分団（第7～15分団）においては、自らが所属する分団の管轄内で発生した建物火災及び林野火災において出動するものとする。

2. 野津方面隊

第1～5分団は、野津地域で発生した火災において出動するものとする。

※ 出動管轄外であっても、火災の規模により団本部の指示で参集の可能性がある。

第2章 参集

自らの所属する分団の出動管轄内であれば、第1次活動拠点に参集し、現場に出動するものとする。但し、直近の火災であれば初期消火や住民の避難誘導を積極的に行う。

第1節 活動拠点への参集

服装は活動服、ヘルメット又はアポロキャップ、編み上げ靴、手袋等を装備し、必要な携行品を準備すること。

第2節 道路の凍結、積雪時の事前準備

積雪時等は、路面の凍結による水利の利用制限の可能性があるため、チーンやお湯の携行、ホースの増積等の準備をしておく。

第3節 参集後の初動体制の整備

1. 通信手段を確認する。（消防デジタル無線、デジタル簡易無線、携帯電話）
2. 現場への出動については、原則として各分団の車両とする。ただし、車両を配備していない部又は直接現場へ参集・出動する団員にあっては、この限りではない。この場合、乗り合わせで出動する等、事前に出動方法について協議すること。
3. 防火衣やヘルメット、無線など消防活動に必要な装備を着装し、最低2名以上で出動すること。
4. 長時間の消火活動になることも予想されるため、事前に水分等を準備しておき、熱中症や脱水等に注意すること。

第3章 活動内容及び注意事項

第1節 火災防ぎよ

火災現場では水利確保を最優先とし、各車両による中継態勢又は放水態勢を早期に構築すること。燃焼物に対し包囲するよう各筒先を配備することはもちろん、延焼拡大阻止の観点から、筒先の配備は隣接建物や、風下側、上階への延焼阻止などを特に意識し活動すること。また、消防警戒区域設定を効果的に活用し、消防活動の効率化に努めること。

1. 水利部署

- (1) 吸管伸長は折れに注意し、結合時は必ず結合の確認動作を実施すること。
- (2) 可搬ポンプでの水利部署は極力平らな場所を選択するか、必要ならロープ等でポンプの固定を行うこと。
- (3) 渇水期等は川止めの活用や、スコップ等による川底の掘下げを行い水深の確保に努めること。
- (4) 消火栓の開閉操作はゆっくり行うこと。

- (5) 積雪、凍結時に河川等の自然水利を使用するときは、河川が雪に覆われ、水面への踏み込みや斜面でのすべり落ちの危険があるので、部署の際には十分注意する。
- ※ 足元が悪い場合は命綱等で身体を確保し、転倒防止を図る。
- (6) 厳寒時は防火水槽及び消火栓の蓋が凍結するおそれがあるため、お湯を携行する等、凍結に対する準備をしておく。

【参考】吸管投入のポイント

- ・吸水の落差（ポンプから水利までの距離）は7m以内を目安にすること。
- ・ストレーナー部は水面下30cm以上深く潜らせること。
- ・ストレーナー上部に渦が出来たら、放水圧を下げるか掘下げを行うこと。
- ・ストレーナー部が浮き上がる場合は、バールやホース等を重しにすること。
- ・揚水できない場合は
①ポンプレバーの入 ②吸水口の開 ③各コック、バルブの閉
これらの確認をすること。

2. ホース延長

- (1) ホース結合時は必ず結合の確認動作を行い、通水による離脱がないようすること。
- (2) ホースは極力道路脇や歩道に延長し、後着隊や一般車両に支障がないよう心掛けること。
- (3) ホースが道路を横断する場合は、ホースブリッジ等を積極的に活用し後続車両や一般車両等の支障にならないよう努めること。また人員を配置しホースやホースブリッジの整理監視に充てること。

3. ポンプ運用

- (1) 機関員は伝令やデジタル簡易無線等を活用し、筒先や中継先の状況を常時把握すること。
- (2) 常に圧力計や連成計を注視しながら、効果的なポンプ運用に努めること。
- (3) 各コックの開閉やスロットル操作は、急激な圧力の上昇などがないよう、各操作はゆっくりと行うこと。
- (4) 長時間に及ぶ活動の際は、車両やポンプの燃料の確認を定期的に実施し、不足する前に上司に報告すること。
- (5) 冷却水は常時「開」にしておき、長時間ポンプを使用する際は、サブの冷却水を使用すること。

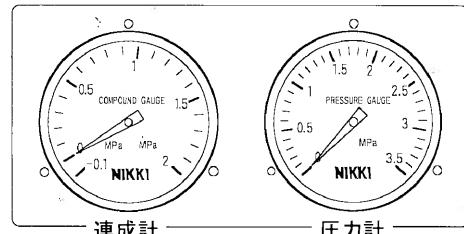
4. エジェクター装置の操作方法

- (1) 揚水及び放水中、もう1本の吸管を水利に投入する。
- (2) エジェクターバルブを徐々に開放する。
 - ※ このとき圧力計と真空計の針が小刻みに振れる
 - ※ 一気に開放すると落水するので、圧力計を確認しながらゆっくり開放する。
- (3) ポンプ音及び投入した吸管の重さを確認。
 - ※ 吸管内の空気は吸水の負圧作用によってポンプ内に入り、放水している筒先の方にゆっくりと排出される。
- (4) 揚水確認用のエジェクターグラスキャップか、圧力の上昇によって揚水完了を確認する。
- (5) 確認後、吸水コックを徐々に開放する。

【参考】ポンプ計器の見方

【連成計】

- ・ポンプから出る水量とポンプに入る水量のバランスを示している。
- ・ポンプに入る水量が多い場合はプラスに動き、出る水が多いとマイナスに動く。
- ・マイナス側へ傾いた場合は放水圧力を下げる等の対応が必要。
(真空ポンプ作動時はマイナス側へ、揚水完了後に0付近まで戻る)



【圧力計】

- ・圧力計はポンプの吐出側に取りつけられ、放水圧力を示している。
- ・放水圧力（送水圧力）は0.3～0.5MPa程度が一般的。

【参考】

放水圧力 0.1MPa (メガパスカル) ≈ 1kg/cm² (キロ)

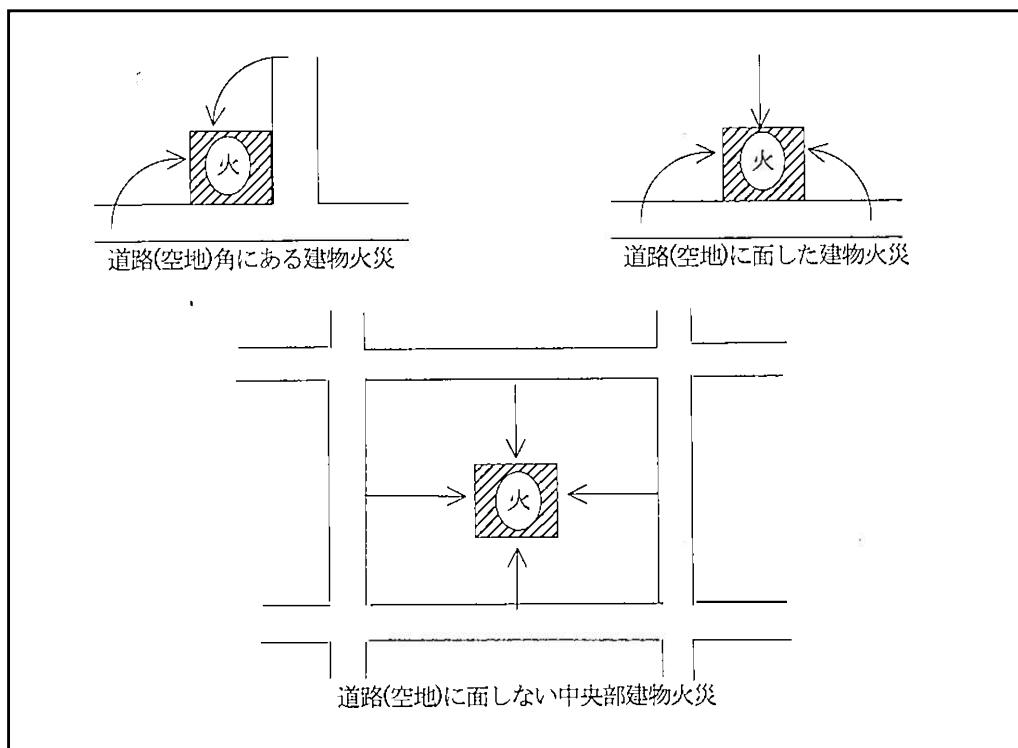
放水量 0.3MPa～0.5MPa 放水時 ≈ 500L～650L

5. 放水（筒先配備）

- (1) 原則として2名以上で筒先を担当し、延焼危険が高い面を優先に放水し延焼を阻止すること。(最終的には包囲するよう筒先配備)
- (2) 余裕ホースを必ずとり筒先部署の効果的な移動や、危険時の退避が速やかに行えるようにすること。
- (3) 積極的に筒先部署位置を変更し、より効果的な位置から放水すること。
- (4) 消火活動の展開により筒先統制が行われる場合は、消防本部または団本部からの指示に従うこと。
- (5) 隣接建物等には定期的に冷却放水を行うことで延焼を防止すること。

- (6) 工場火災等で燃焼実態が不明確な場合は、むやみな放水を避け、確実な情報を得るまでは延焼防止活動のみに専念すること。(禁水性物質の貯蔵の可能性)
- (7) 積雪時は、火勢等の熱により屋根上にある雪及び氷塊が落下するがあるので、事前に軒先の雪を注水して落とす等、軒下での放水には十分注意する。また、路面の凍結等で足場が不安定になることがあるので、転倒に注意する。

【参考】筒先配備の基本



火災建物の背面、側面を先行防御し、延焼拡大の阻止を基本とする。

6. 伝令

各部署への伝令員の配置や、デジタル簡易無線等を活用して水圧の状況や相互の活動状況を把握し、事故防止に努めること。

7. 活動支援

延長ホースの整理、照明の設置、交通誘導、飛び火警戒、堆積物等の搬出など、これらを積極的に行い安全活動の徹底に努めること。

8. 残火処理

- (1) 再燃しないよう、徹底して消火にあたること。
- (2) 水損の恐れがある場合は過度な放水は避けること。

- (3) 出火元など 鎮火後の原因調査が行われる可能性のある場所は、現場保存を心掛けること。
- (4) 布団、衣類等は内部で燃焼している可能性が高いため、十分に注水すること。

9. 撤収

- (1) 使用した資機材の積み忘れないよう、出場団員全員で積載の確認を行うこと。
- (2) 走行中に落下しないよう、資機材は確実に積載すること。特に可搬ポンプのロック等は確認を怠らないこと。
- (3) 消火栓、防火水槽使用後は蓋の閉鎖を確実に行うこと。
- (4) 防火水槽使用時は給水の必要があるため、消防本部または団本部に報告すること。
- (5) 各車庫に到着後は、次の出動に備え燃料の確認やポンプの手入れ、資機材等の数量確認を実施し出動に備えること。
- (6) 厳寒時は消火活動で使用した水が凍結するので、帰署後は再出場に備え車両や使用資機材に不凍処置を施しておく。
- (7) 現場にて資機材の異常を認めた場合は消防本部または団本部へ報告すること。
- (8) 団本部が設置されている場合には、人員・資機材の異常有無を伝えること。

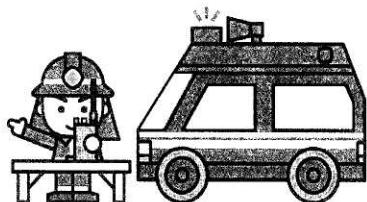
【参考】活動後のポンプの手入れ

- ・各コック、バルブを開け完全な水抜きの実施→（配管の腐食防止）
- ・真空ポンプの空運転（夏3回、冬5回以上）→（ポンプ内の腐食防止）
- ・グランドパッキン等へのグリスアップ→（ポンプ等の気密、潤滑保持）
- ・冬季は必要に応じ不凍液の吸入→（ポンプの凍結防止）
- ・燃料、オイル量の確認、補充→（ポンプの維持管理）
- ・自然水利揚水時はポンプや配管内の泥吐き→（ポンプの損傷防止、異物除去） ※直近の署にて消火栓によるポンプや配管の洗浄
- ・海水や汚れた水を使用した場合は、ポンプに水を通す。

10. 団本部の設置

正副団長及び方面隊長は必要に応じて団本部を設置し、下記の内容について検討及び決定し、団本部の運営を行う。

- (1) 消防本部と連携し活動方針の決定。
- (2) 水利部署及び中継態勢について。
- (3) 出場団員の活動及び安全管理の指揮監督について。
- (4) 災害状況及び活動状況の情報収集について。
- (5) 交代要員の時期や人数等の連絡調整について。
- (6) 鎮火後の警戒や巡視の調整について。



第2節 火災種別ごとの戦術重点事項

一般建物火災	<ul style="list-style-type: none">・包囲戦術を原則とし、各面に筒先配備を行うこと。・延焼危険の高い面を優先し、筒先配備を行うこと。・消防力優勢の際は、積極的に火点に放水すること。・消防力劣勢の際は、他への延焼阻止を優先すること。・必要な開口部を作り、効果的な放水を行うこと。・むやみな放水による水損に注意すること。
耐火建物火災 ・マンション ・ビル ・鉄筋建物等	<ul style="list-style-type: none">・開口部からの上階への延焼拡大を防御すること。・むやみな放水による水損に注意すること。・筒先統制等の指示に従い、消防本部や各隊との連携に努めること。
林野火災	<ul style="list-style-type: none">・各隊と連携し中継態勢の早期構築に努めること。・長時間耐えうる水利の確保に努めること。・燃え止まりからの消火に心掛けること。・民家等がある場合は、優先的に防御線を構築すること。・燃料等の残量に注意すること。
その他火災	<ul style="list-style-type: none">・焼け残りによるホースの損傷やバーストに注意すること。・飛び火による火点の拡散に注意し、飛び火警戒などを積極的に行うこと。

第3節 安全管理

火災現場では、数多くの危険が潜んでいる。常に注意を払い危険回避に努めるとともに、階級上位の者は常に活動等を監視しながら、部下の安全管理について指揮監督すること。

1. 爆燃や吹き返しによる危険

火災現場では急激な燃焼、放水による高温蒸気の吹き返しがあるため、むやみに接近せず、窓やドアを開放する際には注意を払うこと。

2. 落下物による危険

瓦、窓ガラス等、上部からの落下物に注意し、必ずヘルメットを着用すること。また、建物上部での破壊活動や除去活動の際は必ず周囲に周知してから作業を行うこと。

3. 建物の倒壊による危険

火災建物は焼け細り等による倒壊の危険性が著しく高まる。活動の際は、監視員の配置や危険箇所の周知を徹底すること。

4. 感電による危険

送電中の電線等への直接放水は安全な距離を確保すること。また、近年はソーラーパネルや住宅用蓄電池の普及に伴い、電源が遮断されても蓄電している物もあることを念頭に入れ、決してむやみな放水は行わないこと。

5. 転倒による危険

火災現場はがれきやホース等の資機材で足元が悪く、夜間の場合は更に視界不良になり転倒による事故の危険性が高まる。足元の確認を怠らず、照明等を積極的に活用し視界を確保すること。

6. 爆発の危険

一般住宅ではスプレー缶等による爆発危険が潜在する。筒先員は防火衣を完全着装し肌の露出を極力控えること。また、工場火災では禁水性物質の貯蔵も考えられる。放水による爆発等も考えられるため、必ず消防本部または団本部の指示に従い活動すること。

7. 煙による危険

現代の建物構造は不燃材などが多数使用され、火災時に発生する煙には人体に有害な物質が多く含まれている。極力煙の吸い込みが無い様注意するとともに、必要なら噴霧放水により煙の排除を行うこと。

8. 積雪による危険

積雪時の消火活動は、凍結等により滑る恐れがあるため、転倒に注意すること。また、境界及び障害物の視認が困難となるので、足元を確認して慎重に活動すること。

9. その他の危険

火災現場では上記の他にも熱中症の危険性、釘の踏抜きや一般車両との接触など様々な危険性が点在する。団員各自が常に安全管理を意識するのはもちろんのこと、階級上位の者は常に部下の活動状況を把握し、必要に応じて指示や監視員の配置を適時行うこと。

【参考】家庭用プロパンガス（LPG）ボンベの対応

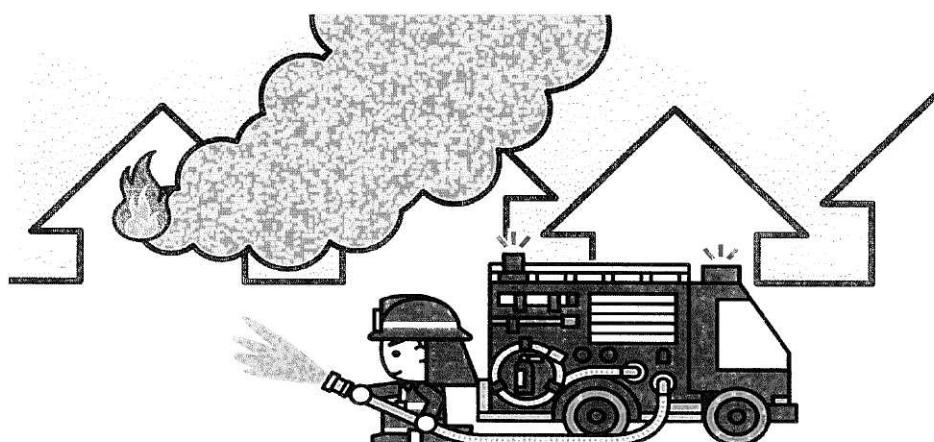
〈家庭用LPGボンベから火炎が噴出している場合〉

通常はLPGガス容器の安全弁（容器内の圧力が上昇した際にガスを放出し、圧力を低下させる弁）が作動するため、火災による温度上昇では爆発・破損には至らないが、安全弁作動による火炎の噴出、また放射熱によるボンベ内圧の上昇を防ぐため、噴霧注水により放射熱の抑制とボンベの直接冷却を行う必要がある。（注水によるボンベの転倒を防ぐため、噴霧注水を基本とする。ボンベからの火炎は絶対に消さないこと。）

ただ、転倒等による容器の破損や安全弁が作動しなかった場合は、爆発・破損の可能性もあるため注意が必要である。この際も注水によりボンベを冷却することでボンベの爆発・破損を防ぐことができる。

10. 車両や一般市民の整理

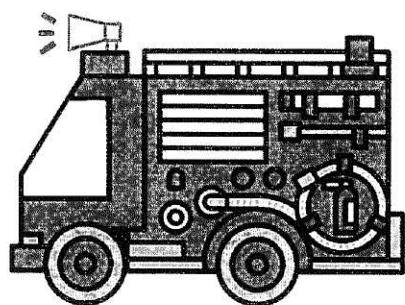
火災発生時、現場には多数の一般市民が押し寄せ、活動の支障になることが考えられる。活動に支障のない場所へ誘導し、火災対象物の関係者がいた場合には団本部へ報告すること。また、車両の通行規制（片側通行にする）等は自己判断で行わないようにすること。



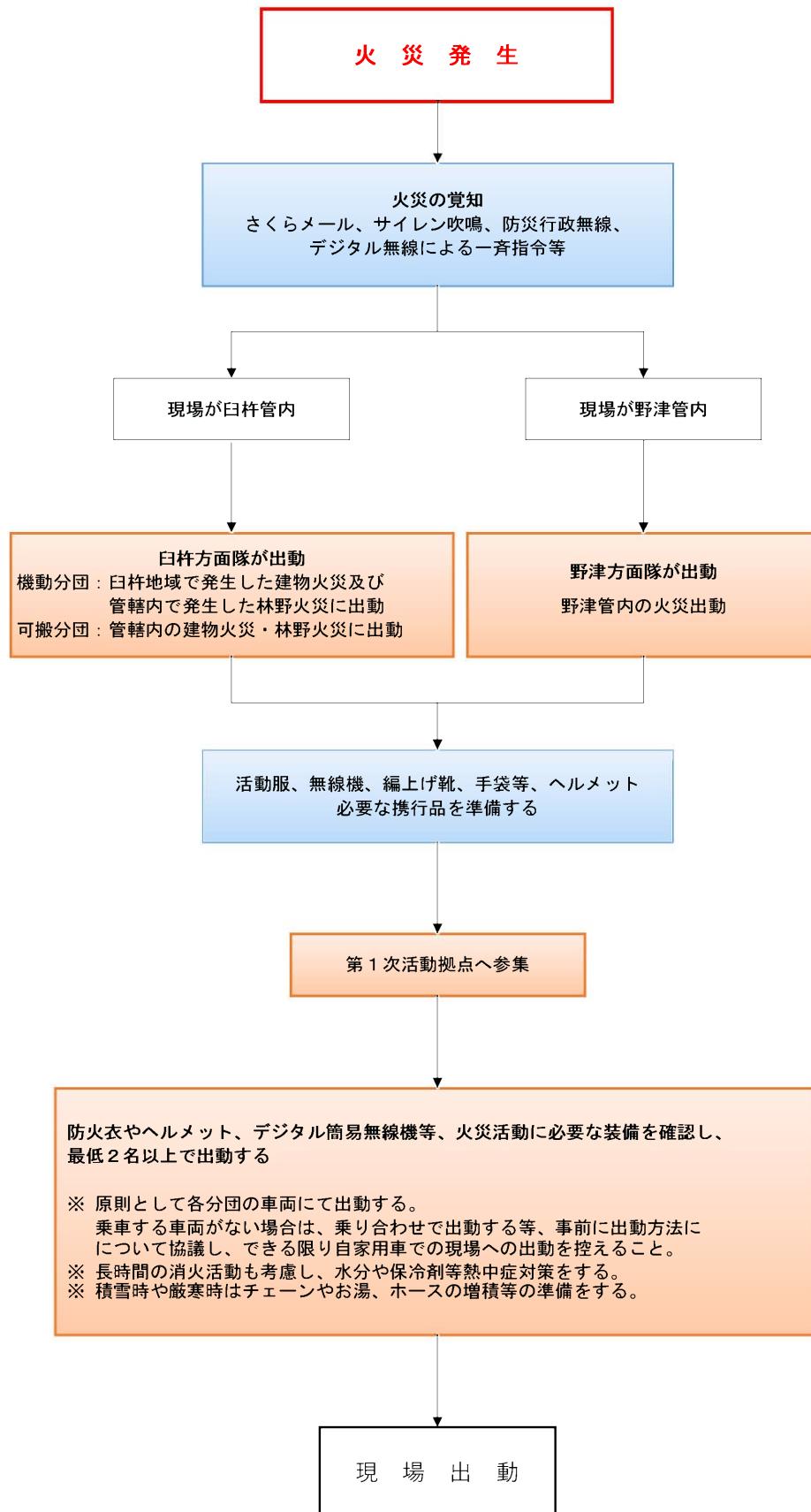
広報例文 1

情報の種類	広報内容
消火活動中	<p>こちらは、臼杵市消防団〇〇方面隊第〇〇分団です。</p> <p>現在、付近で火災が発生しています。</p> <p>落ち着いて避難してください。</p>

火災鎮火後	<p>こちらは、臼杵市消防団〇〇方面隊第〇〇分団です。</p> <p>先程の火災は鎮火しました。</p> <p>なお、消火活動に消火栓を使用したので、一時的に水道水が濁る場合があります。</p>
-------	---



活動フローチャート（火災編）



第3部 地震・津波編

第1章 初動体制

第1節 自宅において

1. 落下物から身を守り、身近で発生した火を消火する。
※ 机等の下に入り、身体を守ることを「シェイクアウト」という。
2. 摆れがおさまったら、家族の安否確認、火元の確認をする。
3. 可能な限り情報収集に努める。
(大) 津波警報発令の有無・津波の予想到達時刻・地震の規模等)
4. 家族に連絡先、連絡方法、避難場所等必要な事項を確認する。
5. 電気、ガス復旧後の火災発生を考慮し、必ずブレーカー及びガスの元栓を閉めた後、速やかに活動拠点に集結する。

第2節 勤務先において

1. 落下物から身を守り、身近で発生した火を消火する。
2. 摆れがおさまったら、同僚及び来客の安否確認、火元を確認する。
3. 可能な限り情報収集に努める。
(大) 津波警報発令の有無・津波の予想到達時刻・地震の規模等)
4. 勤務先の許可が得られれば、可能な限り速やかに活動拠点に集結する。
5. 自宅、家族、管轄地域の被害状況を確認し、特に緊急性がなければ勤務先周辺の消防団に協力して活動する。

第2章 参集

基本的に地震発生時における参集については、消防本部で出動指令を発令するが、特に大地震発生直後は、電話回線及びインターネット回線等が輻輳(ふくそう)し、電話やメール等で団員を召集させることが困難であると予想される。そのため各自がテレビ、ラジオ、防災行政無線等で状況を把握し、事前命令により第1次活動拠点又は第2次活動拠点に自主参集するものとする。

第1節 参集場所

1. 1次活動拠点 … 通常の災害時における活動拠点（機械庫）

2. 2次活動拠点 … 大規模災害時における活動拠点（沿岸部の分団）

※ 別表1参照（海拔10m以上）

3. 事前命令 … 出動指令を待たずに消防団活動を実施する場合

※ 基準については下記のとおり

①震度5弱以上の地震発生

②津波警報の発令

③大津波警報の発令

※ 津波による浸水が予測される地域（海拔10m未満）に第1次活動拠点がある分団（部）については、津波警報・大津波警報発令時、特に津波の予想到達時刻に細心の注意を払って参集すること。

第2節 活動拠点への参集

1. 服装は活動服、ヘルメット、編み上げ靴、救命胴衣、手袋等を装備し、必要な携行品を準備すること。

2. 参集方法については、原則として徒步、自転車、バイクとする。ただし、周囲の交通状況により自動車での参集が可能であると判断した場合はこの限りではない。

3. 参集に際しては、周辺の被害状況の把握（火災、家屋の倒壊、水利の状況、交通障害等）に努め、その状況を分団長等に報告し、記録しておくこと。また、緊急性のある事案については消防本部または団本部に直接連絡すること。

4. 参集途上において、火災、救急救助事案に遭遇した場合は、遅滞無く消防本部または団本部へ通報すると共に、可能であれば初期消火、救出救助活動を行う。その場合、二次災害には十分に注意すること。

- ・自力で消火可能と判断した場合は、付近住民を指揮し積極的に消火活動を行う。
- ・自力での消火は不可能と判断した場合は、付近住民に避難するよう指示し、活動拠点に急行すること。
- ・要救助者のいる現場に遭遇した場合は、二次災害に注意し、付近住民と協力して救出する。

第3節 参集後の初動体制の整備

1. ラジオ、テレビ等から災害情報を入手し、現状把握に努める。
※特に津波到達予想時刻の確認
2. 状況によっては退避を優先する。
3. 拠点施設、車両、資機材の被害状況を把握し、分団長等に報告する。
4. 分団長等は、団員の参集状況を把握し、出動可能人員及び車両、資機材の被害状況を団本部に報告する。
5. 分団長等は、参集団員から参集途上での被害状況等を聴取し、記録し、団本部へ報告する。
6. 通信手段を確認する。(消防デジタル無線、デジタル簡易無線、携帯電話)
7. 分団長等は、参集状況により部隊編成し、現場へ出動を指示する。
(大) 津波警報発令時は、警報の解除を確認した後、現場へ出動を指示する。
出動時は団本部へ報告すること。

第3章 活動内容及び注意事項

第1節 情報収集活動

1. 被害状況等の報告先

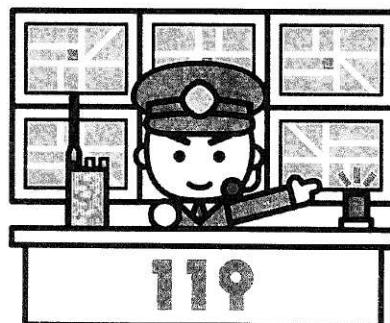
消防本部	0972-62-2303	野津分署	0974-32-2411
メール	119@usukifire.sakura, ne. jp		
団本部	デジタル簡易無線		

2. 報告内容

- ・火災発生の状況
- ・救急・救助事案の状況
- ・倒壊家屋の状況
- ・道路の状況

3. 情報伝達手段

- ・消防デジタル無線
- ・デジタル簡易無線
- ・携帯電話



第2節 広報活動

1. 出火防止

- ・火の元の確認
- ・電気ブレーカーの遮断
- ・倒壊家屋からの出火注意等

2. 初期消火

- ・建物等への延焼の警戒
- ・付近住民への協力依頼

3. 避難誘導

- ・避難勧告、避難指示に伴う情報伝達
- ・避難場所の確認



第3節 二次災害の防止

1. 大規模な地震の後には必ず余震があるものと心得ておき、救助活動等で屋内に進入する際は特に注意する。
2. 分団長等は団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握し、危険要素を周知徹底したうえで活動すること。また、踏みとどまる気持ちを持つことも必要である。

第4節 退避の基準

東日本大震災では、被災した東北3県で、死亡・行方不明となった消防団員は計254名となり、そのうち8割（約200人）の団員は消火活動、救助活動、避難誘導及び水門閉鎖などの公務中に犠牲となった。この悲劇を教訓とし、臼杵市消防団は津波災害に対し、下記のとおり「退避の基準」を定める。

1. 分団長等は現場の状況、防災行政無線、指揮本部からの津波情報に注意し、団員の退避の時期を失しないよう十分に気をつけること。
2. あらゆる活動中であっても、津波予想到達時刻の15分前までには、第2次活動拠点又は各指定避難場所に退避を完了していること。

※ 消防団員が自らの命を守ることがその後の消防団活動において多くの命を救う基本であることを市民が理解しなければならない。

(別 表1)

第2次活動拠点一覧

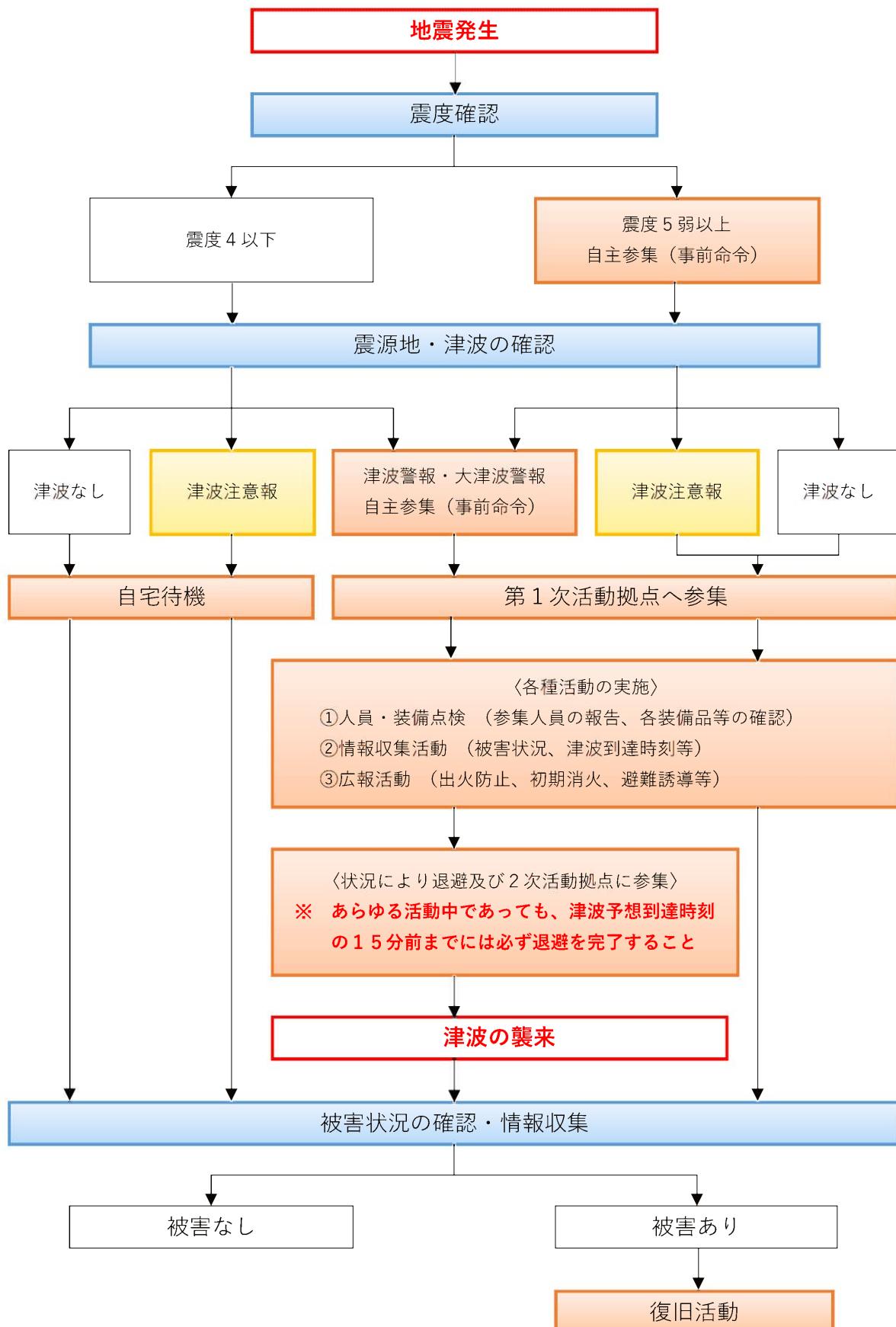
分団	車両	第2次活動拠点
第1分団(唐人町)	消防車・人員輸送車	二王座公民館付近
第2分団(洲崎)	消防車	臼杵公園グラウンド
第3分団(海添)	消防車	柳原コインランドリー付近
第4分団(上塩田)	消防車	上塩田子ども公園
第5分団(平清水)	消防車	福良ヶ丘小学校
第6分団(市浜)	消防車	市浜小学校
第8分団1部(板知屋)		板知屋地区高台
第8分団2部(大泊)	積載車	大泊観音様
第8分団3部(風成)		奥山
第8分団4部(坪江)	軽積載車	坪江天満社上
第9分団1部(柿の浦)	積載車	深江トンネル付近
第9分団2部(破磯)		破磯防火水槽付近
第9分団3部(泊ヶ内)	積載車	泊ヶ内区入口付近高台
第10分団1部(芝尾)	積載車	臼杵市民球場駐車場
第10分団2部(津留)		津久見高等学校海洋科学校
第10分団4部(中津浦)	軽積載車	1組上農免道路付近
第13分団1部(熊崎)	積載車	鍛冶屋竹森老人憩いの家
第14分団2部(田井)		中尾防火水槽付近
第14分団3部(黒岩)	軽積載車	少年自然の家駐車場
第15分団1部(目明)	軽積載車	農免道路付近
第15分団2部(桑原)		桑原神社
第15分団3部(尾本)	積載車	尾本バス停付近
第15分団4部(藤田)		第2トンネル付近

※ 海抜10m以上にある機械庫については第2次活動拠点を設けていない。

広報例文2

情報の種類	広報内容
津波注意報	<p>こちらは、臼杵市消防団〇〇方面隊第〇〇分団です。</p> <p>臼杵市沿岸部に津波注意報が発表されました。</p> <p>沿岸付近の方は注意して下さい。</p>
津波警報	<p>こちらは、臼杵市消防団〇〇方面隊第〇〇分団です。</p> <p>臼杵市沿岸部に津波警報が発令されました。</p> <p>ただちに海岸や河川からできるだけ離れ、高い場所に避難して下さい。</p>
大津波警報	<p>こちらは、臼杵市消防団〇〇方面隊第〇〇分団です。</p> <p>臼杵市沿岸部に大津波警報が発令されました。</p> <p>東日本大震災クラスの巨大な津波が来ます。</p> <p>大至急高台へ避難して下さい。</p> <p>(緊迫した口調で避難を促す。)</p>

活動フローチャート（地震・津波編）



第4部 風水害編

第1章 初動体制

第1節 自宅において

1. 可能な限り情報収集に努める。
(天気予報等による雨や風の程度、満潮時間)
2. 家族に連絡先、連絡方法、避難場所等必要な事項を確認する。
3. 強風や冠水、土砂崩れにより通行が困難な場所等が考えられるため、十分に注意して活動拠点に集結する。
4. 膝下まで冠水している道路を通行することは二次災害の恐れがあるため、自宅で待機しておく。

第2節 勤務先において

1. 可能な限り情報収集に努める。
(天気予報等による雨や風の程度、満潮時間)
2. 家族に連絡先、連絡方法、避難場所等必要な事項を確認する。
3. 勤務先の許可が得られれば、可能な限り速やかに活動拠点に集結する。

第2章 参集

第1節 参集場所

基本的に風水害時における参集については、事前に出動待機要請をかけ、可能な限り自宅待機をしてもらい、出動に備えるものとする。その後、団本部からの出動指令、または河川の氾濫や土砂災害の発生若しくは発生の危険性を認める場合においては、第1次活動拠点に参集するものとする。参集した場合は、各分団又は各部ごとに取りまとめ分団長に報告するものとし、報告を受けた分団長は団本部に連絡するものとする。

第2節 活動拠点への参集

1. 服装は活動服に雨衣、防寒着、ヘルメット、編み上げ靴又は長靴、救命胴衣、手袋等を装備し、必要な携行品を準備すること。
※ 膝下まで冠水している場所では長靴での歩行ができないため、編み上げ靴がのぞましい。
2. 参集に際しては、周辺の被害状況の把握（冠水箇所の有無、土砂災害の有無等）に努め、その状況を分団長等に報告し、記録しておくこと。また、緊急性のある事案については消防本部に直接連絡すること。
3. 参集途上において、火災、救急救助事案に遭遇した場合は、遅滞無く消防本部へ通報すると共に、可能であれば初期消火、救出救助活動を行う。その場合、二次災害には十分に注意すること。

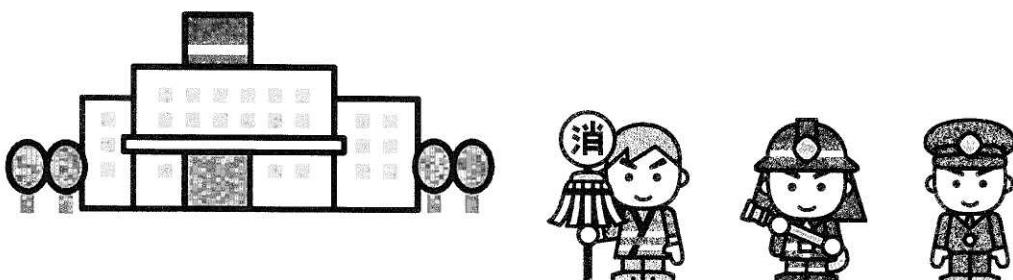
第3節 参集後の初動体制の整備

1. 災害情報や台風情報などを入手し、情報収集に努める。
2. 拠点施設、車両、資機材を整備し、いつでも出動出来るように準備する。
3. 分団長等は、団員の参集状況を把握し、団本部に報告する。
4. 参集団員から、参集途上での被害状況等を聴取し、記録しておく。
5. 通信手段を確認する。（消防デジタル無線、デジタル簡易無線、携帯電話）
6. 分団長等は、参集状況により部隊編成し、現場への出動、管轄内の巡回、広報活動の指示をする。

第3章 活動内容及び注意事項

近年の異常気象に伴い、豪雨被害は頻発している。これらに伴う河川巡視や水防活動、避難誘導などは今後も増加すると見込まれる。

局地的な集中豪雨は同時多発的に水害を発生させるため、今後更なる団本部、各分団、部の連携強化が求められる。各地区の関係機関とも綿密に連携協力し被害の軽減に努めること。



第1節 出動上の注意点

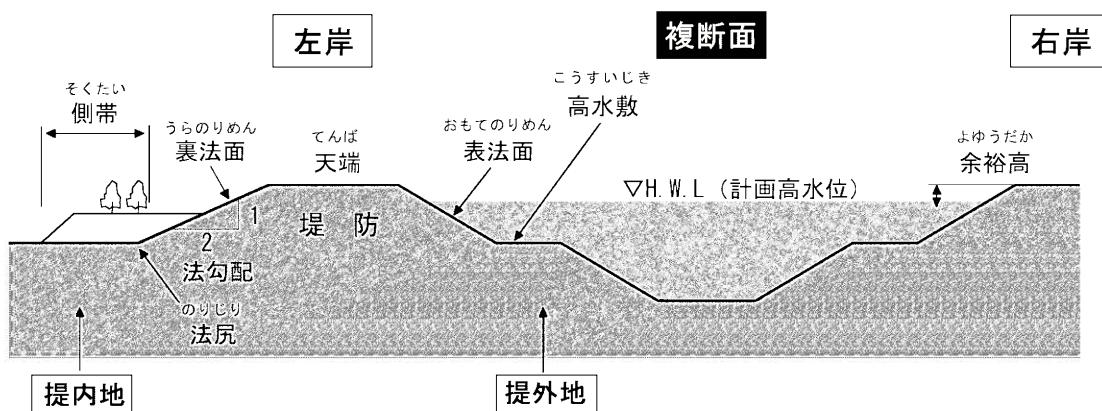
1. 出動時には、必ず救命胴衣を着装すること。
2. 豪雨の際は極端に視界が不良になるため、緊急走行でも焦らず周囲や道路状況に特に注意して走行する。
3. 冠水した路面では車両の水没危険が伴うため、水深の不明な場所では水深を確認してから走行する。また、走行が困難な冠水状況の時は無理せず車両を停車させること。
4. 山際や崖際などに部署した際は、崖崩れなどに車両が巻き込まれないよう、安全と思われる位置まで車両を移動する。また、団員を車両に配置させ緊急時は退避できるよう考慮する。
5. 河川偵察の為、川沿いの道路を走行する際は、土手の洗掘などに注意しむやみに近寄らないこと。
6. 各分団、各部ごとに安全な収集場所を連絡調整し、水防活動に移行すること。

第2節 巡視活動

1. 河川等を中心に水位の巡視を行う。
2. 水位の報告は団本部へ隨時報告すること。
3. 道路の冠水状況、崖崩れ、洗掘箇所等の情報は 随時団本部へ報告する。

第3節 水防活動

1. 住宅への浸水の恐れがある場合は積み土のうにより、浸水を防ぐこと。
2. その他、被害の軽減を目的とする活動を実施すること。
3. 水防工法
(1) 河川の名称



(2) 土のうの作りかた



《注意事項等》

- ① 砂や土を詰める量は、袋に対して約6～8割程度がよい。
- ② 紐を縛る位置は、口の根元部とする。
- ③ 紐はきつく結び、積み上げ時等に解けないようにする。
- ④ 内容物にもよるが、一袋の重さは約25～30kg程度。
- ⑤ 備蓄用の土のうは、袋が劣化するため約1年程度が使用目安である。

(3) 土のうの積み方

① 小口積み

土のうの短い辺が水に向かうように並べる方法。

※土のうの縛り口は陸側へ向ける

《長所》 … 長手に比べ水圧等の押しに強い。

《短所》 … 長い距離を積む場合に時間がかかる。

② 長手積み

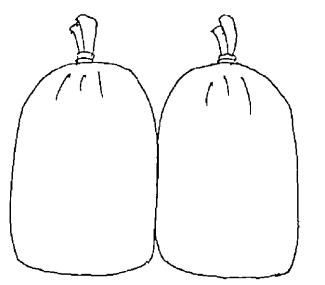
土のうの長い辺が水に向かうように並べる方法。

※土のうの縛り口は下流に向ける

《長所》 … 短時間に長い距離を積むことができる。

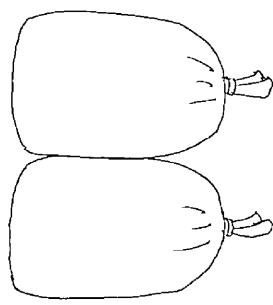
《短所》 … 小口に比べ水圧等の押しに弱い。

① 【小口積み】



〔水面側〕

② 【長手積み】



〔水面側〕

第4節 危険区域の警戒、監視

1. 沈没のおそれがある河川を有する分団及び沿岸部の分団にあっては水位及び潮位に特に注意する。
2. 山地災害及び冠水の危険箇所を有する分団は、予め団員間で情報共有を行い、当該箇所に特に注意する。
3. 警戒、監視中に被害が発生する恐れ、あるいは被害の発生を確認したら直ちに消防本部または団本部に連絡するとともに、救助活動や通行止め等出来る限りの応急措置を実施する。
4. 河川の沈没や道路の冠水、土砂崩れ等の発生により、人命に危険が及ぶと判断した場合は、交通規制を行うことができる。
この際、自己の安全を十分に確保した上で活動すること。

第5節 広報

1. 団本部からの指示により分団の積載車で「注意喚起情報、避難準備・高齢者避難開始情報、避難勧告、避難指示（緊急）」周知のための広報活動を実施する。
(広報例文3参照)
2. 広報を実施する場合は2名以上を原則とし、二次災害には十分に注意すること。

【用語の種類】

〈避難準備・高齢者避難開始〉

風水害の発生のおそれがあるときは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める。

〈避難勧告〉

風水害の発生のおそれが高まったときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。

〈避難指示（緊急）〉

風水害の発生又は著しく危険が切迫していると認められるときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。

第6節 避難誘導

1. 団本部からの指示により被害の予想される地域住民の避難誘導及び避難広報を行う。
2. 避難者には、避難すべき理由、避難先及び避難経路を伝えること。
3. 付近住民と協力しながら早めに集団避難するようする。
4. 客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域の居住者を優先するよう努める。
5. 誘導にあっては、危険と思われる経路は避け安全に避難できる経路を選定するよう努める。
6. 避難者に対し過重な携行品は除外するよう指導する。

※ 洪水時に歩ける水深は、一般的に男性 70cm、女性 50cm、子供 30cm が目安となっている。

※ 避難が困難な場合には、自宅 2 階の崖から離れた場所等に緊急的に避難する。
(垂直避難)

第7節 安全管理

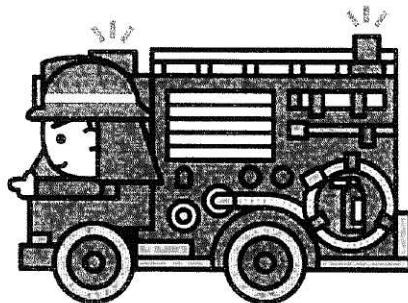
1. 万一の河川落下に備え救命胴衣を必ず着用すること。
2. 河川に接近した活動が必要な場合は、命綱等により落下や転落の防止措置を行うこと。
3. 危険箇所での安全監視員の配置や、夜間には照明を積極的に活用すること。
4. 河川際での水防活動時は河川側を背にして活動しないこと。
5. 洗掘箇所などの危険箇所は警戒テープなどで全員に危険を周知、又は進入の規制を図ること。
6. 冠水箇所では側溝や堀の視認が困難になるため、とび口等を活用して足元の確認を行い、転落転倒の防止を図ること。
7. 土砂災害の前兆現象が見られる場合は、市民の避難、自隊の退避及び車両の移動を至急行うこと。

【参考】警報などの種類

大雨特別警報	警報の範囲を大きく上回り、数十年に一度の降雨量となる大雨浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれがあると著しく大きい状況が予想される場合に発表。
大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせる情報。

【参考】土砂災害の前兆現象

種類	土砂災害発生の危険性		
	注意	警戒	即避難
土石流	流水の異常な濁り	流木発生 溪流内の転石の音	山鳴り・地鳴り 水位の急激な低下
崖崩れ	湧水量の増加	小石がバラバラ落下 湧水の濁り	小石がボロボロ落下 亀裂の発生
地滑り	湧水量の増加 井戸水の濁り	亀裂の発生	山鳴り・地鳴り



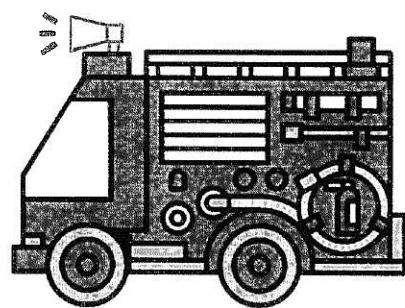
広報例文3

情報の種類	広報の内容
注意喚起広報	<p>こちらは、臼杵市消防団〇〇方面隊第〇〇分団です。</p> <p>大雨洪水警報が発令されました。付近の河川に近づかないよう、十分注意してください。</p>
	<p>こちらは、臼杵市消防団〇〇方面隊第〇〇分団です。</p> <p>暴風雪警報が発令されました。停電の恐れもありますので今後の気象情報、周囲の状況や市からのお知らせに注意し、早めの避難行動をお願いします。</p>

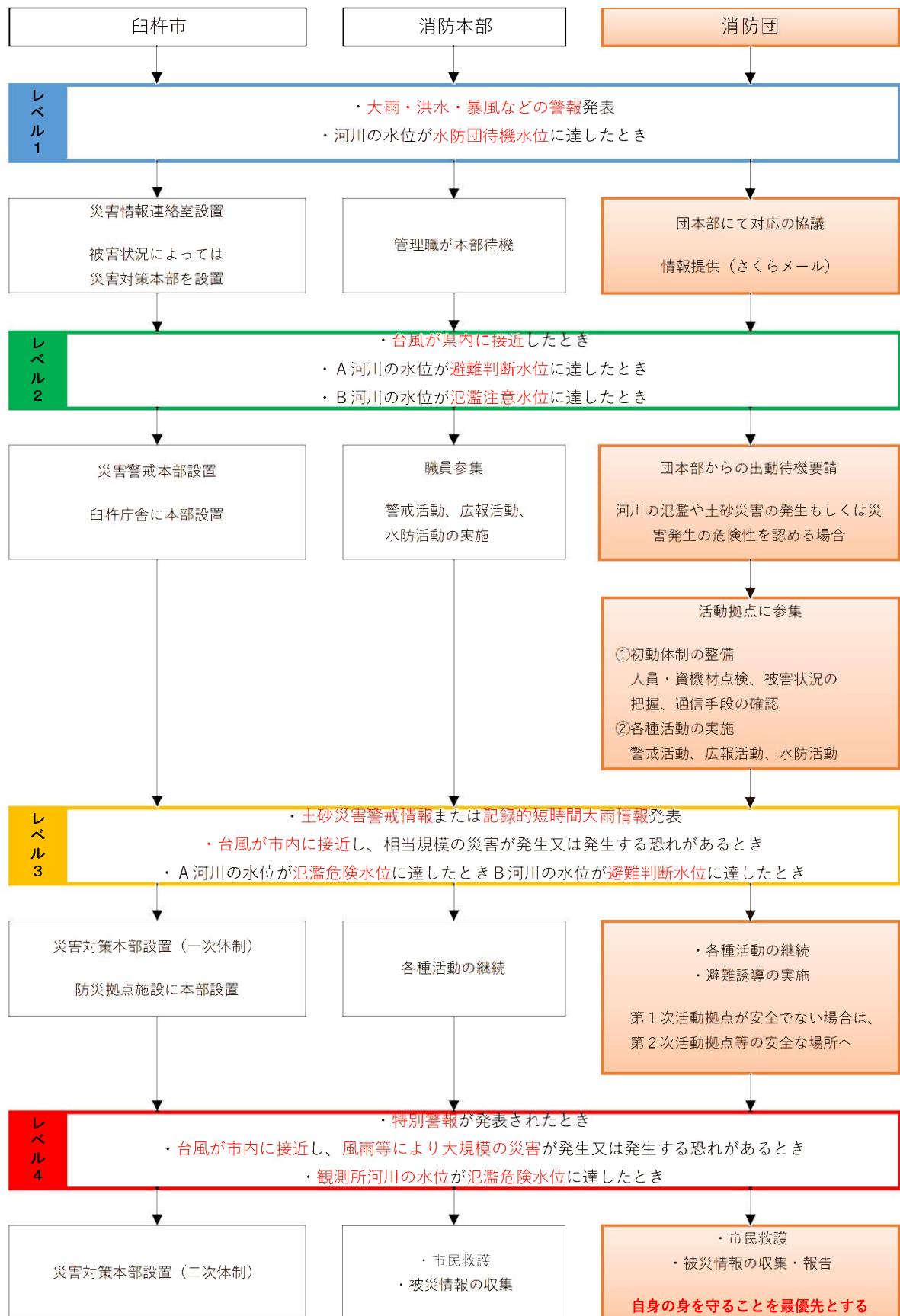
避難準備広報	<p>こちらは、臼杵市消防団〇〇方面隊第〇〇分団です。</p> <p>〇〇地区に避難準備情報が発表されました。避難で きる準備を行って下さい。</p>
--------	---

避難勧告広報	<p>こちらは、臼杵市消防団〇〇方面隊第〇〇分団です。</p> <p>〇〇地区に避難勧告が発令されました。落ち着いて避難所（〇〇）に避難して下さい。</p>
--------	--

避難指示広報	<p>こちらは、臼杵市消防団〇〇方面隊第〇〇分団です。</p> <p>〇〇地区に避難指示が発令されました。直ちに避難所（〇〇）に避難して下さい。</p> <p>（緊迫した口調で避難を促す。）</p>
--------	---



活動フローチャート（風水害編）



区分	観測所名	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
A河川	万里橋	白杵川 田井ヶ迫川	3.10m	3.30m	3.50m	3.60m
	黒丸橋	末広川	1.60m	2.50m	3.00m	3.40m
	竹尾橋	海添川	1.30m	1.90m	2.10m	2.20m
	山崎橋	佐志生川	0.90m	1.50m	1.70m	2.00m
	堂籠橋	熊崎川	0.80m	1.20m	1.50m	1.90m
	福良1号橋	温井川	1.30m	1.90m	2.30m	2.60m
B河川	南津留小学校橋	左津留川	1.30m	2.30m	2.80m	3.10m

第5部 行方不明者捜索編

第1章 初動体制

行方不明者が発生した際における参集については、団本部から各分団長に指示して出動させることを原則とするが、団長から消防署に各分団長への連絡依頼があった場合は、消防署から電話連絡を行うものとする。

1. 警察等より行方不明者発生の連絡を受けた場合、行方不明者の状況等を判断し、必要であれば事前にサクラメールにて団員に内容を周知するものとする。
2. 正副団長・方面隊長・行方不明者の居住する地区並びに発生した地区的分団長については、23時までに通報、若しくは警察から捜索依頼を受けた場合は連絡するが、23時以降については翌朝6時に電話連絡等を行うものとする。
3. 他の分団長については、22時までに通報、若しくは警察から捜索依頼を受けた場合は連絡するが、22時以降については翌朝6時に電話連絡等を行うものとする。

第2章 参集

1. 服装は、活動服、アプロキャップ、編み上げ靴、手袋等を装備し、必要な携行品を準備すること。また、捜索場所によってはヘルメット及び救命胴衣を準備すること。
2. 捜索人員については、状況に応じて消防本部と団本部が協議し、決定するものとする。
3. 参集場所にあっては、消防本部と団本部が協議をし決定するものとする。
4. 参集方法にあっては各分団の車両を使用することを原則とするが、参集場所の状況並びに参集人数等によってはこの限りではない。また、自家用車等を使用する場合は事故等に注意するとともに、乗り合わせをする等できる限り参集場所への車両の乗り入れを少なくすること。

第3章 活動内容及び注意事項

第1節 活動上の注意点

行方不明者の搜索活動は長時間となることが予測され、場合によっては山間部の活動となり過酷な搜索活動と成り得る。団本部及び分団長は団員の安全管理を徹底し、消防本部や警察と連携した活動をすること。

1. 各分団長又は各分団の上席者は団長に出動人員の報告を行うものとする。
2. 搜索隊の編成は、集合場所にて団本部より指示するものとする。
3. 搜索活動は隊として活動することを十分に理解し、自分勝手な行動は慎むこと。
4. 各搜索隊の責任者は、デジタル簡易無線、消防デジタル無線、携帯電話を活用し、現場指揮本部と連絡を密にしながら搜索活動を行うこと。
5. 消防本部及び警察等と連携し活動すること。
6. 傾斜地や転落危険のある場所では、ロープ等による身体確保を行うこと。
7. 定期的に水分補給を行い、必要に応じて飲料水を携行すること。
8. 行方不明者を発見した場合は、身元の確認をするとともに、団本部に連絡を入れること。また発見時の時間、場所などを記録すること。
9. 行方不明者が発見時に死亡している場合は、現場保存に徹すること。
10. 搜索活動期間は3日間とするが、消防長及び団長が搜索の継続が必要であると判断した場合は、搜索期間を延長することが出来る。

第2節 広報

1. 団本部からの指示により分団の積載車で行方不明者発生情報周知のための広報活動を実施する。(広報例文4参照)
2. 広報を実施する場合は2名以上を原則とし、事故等には十分に注意すること。

広報例文4

行方不明者 搜索	こちらは、臼杵市消防団〇〇方面隊第〇〇分団です。 行方不明者のお知らせです。 〇〇（いつ、どこで、だれが）の行方が分からなくなりました。 特徴は〇〇（身長、服装等なるべく詳しく）です。 発見した方、またはお心当たりのある方は、臼杵市消防署まで連絡をお願いします。
-------------	---

行方不明者 発見	こちらは、臼杵市消防団〇〇方面隊第〇〇分団です。 先ほどお知らせした行方不明者は発見されました。 ※無事であれば「無事保護されました。」 ご協力ありがとうございました。
-------------	---

